

# 外国人住民の方へ マイナンバー制度について



## 【個人番号(マイナンバー)】

個人番号(マイナンバー)は、日本国内での社会保障や税、災害対策の3分野で利用されるもので、来日後、初めて住民票が作成される際に、12桁のマイナンバーが付番されます。

次の点にご注意ください。

## 1 みだりにマイナンバーを他人に教えないでください。

マイナンバーは、1人1人みな異なる番号で、原則一生同じ番号を使うことになります。いったん日本を離れ、再来日して住民票を作成する場合にも同じ番号を使っていただきます。番号を自由に変更することはできません。

法律で定められた場合(※)を除き、自分のマイナンバーを他人に教えたり、他人のマイナンバーを聞き取ったり書き留めたりすることは禁止されています。マイナンバーを聞かれたら、しっかりと相手と利用目的を確認するなどして、自分のマイナンバーを他人に悪用されないように注意してください。

※法律で定められている場合の例としては、①勤務先での税金等の手続、②行政機関(市役所、税務署)での手続、③銀行での海外送金手続などです。(2016年3月現在)

## 2 マイナンバーの通知は、郵便(簡易書留)でああなたの住所に届きます。 また、住所に届くまで、数週間、時間がかかります。

日本で初めて住民票が作成されて2~3週間程すると、あなたの住民票の住所あてに下図のような封書が届きます。



### <送付される封筒>



郵便(簡易書留)で配達されますので、もし配達時にあなたが自宅にご不在だった場合は、郵便局員が「簡易書留ご不在連絡票」を郵便受けに投函します。この「簡易書留ご不在連絡票」を見た上で、郵便局に連絡し、自宅に再配達してもらうか、直接郵便局に受け取りに行ってください。いつまでも郵便が届かなかったり、受け取れなかった場合は、住民票の手続を行った市区町村の窓口にお問い合わせください。

### 3 封筒の中には「マイナンバーを通知するカード(通知カード)」と「個人番号カードの交付申請書」が封入されています。



マイナンバー

通知カード

個人番号 0123 4567 8901  
氏名 番号 花子

**マイナンバー**

住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1

平成5年3月31日生 性別 女 △△市長  
発行日 平成27年10月00日 A123456789

個人番号カード交付申請書  
兼 電子証明書発行申請書

△△市長宛  
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123		
* 番号	花子		
* 氏名			
* 住所	○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1		
生年月日*	平成5年3月31日	性別*	女
【代替文字情報】			
電話番号	外国人住民の区分*	-	
在留期間等満了日の有無*	-	在留期間等満了日*	-
右欄の点字表記を希望する ※最大11文字まで(濁点等は1文字)	<input type="checkbox"/>	パンゴウ ハナコ	

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

右のQRコードは製造管理用です→

10000019 01/01  
3190110000019#

視覚障がい者用  
音声コード

通知カード

「通知カード」は紙製で、オモテ面に12桁のマイナンバーが記載されています。本人の顔写真はなく、身分証明書としては使えません。

【マイナンバーHP QRコード】



※「個人番号カード(プラスチック製ICカード)」の申請の方法は、同封されているパンフレットやこちらのQRコードでマイナンバーのホームページにアクセスして確認してください。

#### ★重要

「個人番号カードの申請書」にあらかじめ印刷されている「住所」「氏名」「在留期間等満了日」等が変更になったり、「在留期間等満了日」が過ぎてしまうと、その申請書は使用できなくなります。

申請書の「在留期間等満了日」が迫っている(残り1ヶ月程度)場合は、その申請書は使わず、入国管理局で在留期間を更新等した後、新しい申請書を各市区町村の窓口で入手していただいたから、個人番号カードを申請してください。

個人番号カードの交付申請書

# 4 マイナンバーが記載されたカードは2種類あります。



一つは、「通知カード」で、初めて住民票を作成した際に郵送等で届いたものです。  
 もう一つは、「個人番号カード(マイナンバーカード)」で、希望により申請でき(初回の交付は無料)、**上記通知カードと引替えに交付されます(申請してから約1か月かかります)**。

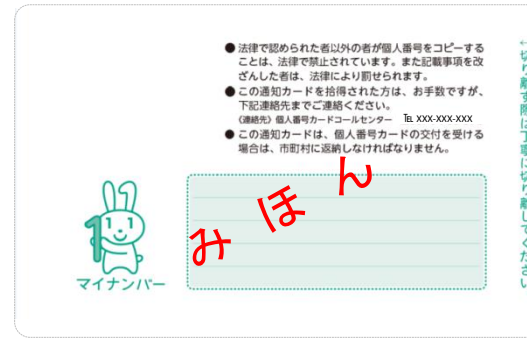
**★重要→ いずれのカードも、「住所」や在留カード(※)上の「氏名」等が変更になった場合、14日以内に市区町村の窓口で、カード券面に新しい情報を記載してもらう必要があります。また、携帯義務はありません。**

## (1)通知カード(紙製、写真なし、有効期限なし)



おもて面

- ← マイナンバー(12桁の数字)
- ← 氏名
- ← 住所
- ← 生年月日、性別



うら面

(※)在留カードは法務省入国管理局で交付されるもので、通知カードや個人番号カードとは別のカードです。

← 住所・氏名等の変更記載欄(市区町村の職員が記載します)

## (2)個人番号カード(希望制、プラスチック製(ICカード)、写真あり、有効期限あり)

**「個人番号カード」本体の有効期限**

**★重要→ 個人番号カードには有効期限があり、有効期限が経過するまでに延長の手続きを市区町村の窓口で行わないと、カードは失効してしまいます。**



おもて面

- ← 氏名
- ← 住所、性別
- ← 生年月日
- ← 電子証明書の有効期限 (自分で記載します)
- ← 住所・氏名等の変更記載欄 (市区町村の職員が記載します)



うら面

← マイナンバー(12桁の数字)

## 5 通知カード又は個人番号カードを紛失したら、すぐに届け出てください。

通知カード又は個人番号カードを紛失したら、すぐに警察(交番)と市区町村の窓口へ届け出てください。

個人番号カードを紛失した場合は、**下記フリーダイヤル(※)**にも至急連絡して、個人番号カードの機能を停止させてください(24時間365日対応)。



※マイナンバー総合フリーダイヤル(通話料無料)

**外国語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語) 0120-0178-27**

**日本語 0120-95-0178**

間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分に注意してください。

・平日9時30分～20時00分

・土日祝9時30分～17時30分

(年末年始 12月29日～1月3日を除く。)

・マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けています。



## 6 その他ご不明な点がありましたら、ご活用ください。

### <マイナンバー制度について解説しているHP>

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido>

※英語、中国語、韓国語のほか、計26か国語で案内しています。

モバイル版 QRコード



QRコードはこちら ⇒

### <英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル>

0120-0178-26 マイナンバー制度に関すること

0120-0178-27 通知カード、個人番号カードに関すること

平日9時30分～20時00分 土日祝9時30分～17時30分(年末年始を除く)

※個人番号カードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、0120-0178-27にて24時間365日受付

※日本語のフリーダイヤルは、0120-95-0178です。